

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の計算方法 の見直しについて

令和4年4月1日
契約検査室契約係

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づく調査基準価格及び最低制限価格の見直し要請に伴い、令和4年3月4日付けで見直しが行われた「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」のとおり計算方法の見直しを行い、下記のとおり運用しますのでお知らせします。

記

- 1 低入札価格調査制度における調査基本価格及び失格基準価格について
予定価格の「10分の9から10分の7」としている調査基本価格の範囲を「10分の9.2から10分の7.5」に改正。
調査基本価格算出方法について、一般管理費に乘じる割合を「10分の5.5」から「10分の6.8」に改正。
失格基準価格算出方法について、一般管理費に乘じる割合を「10分の5」から「10分の6.3」に改正。

適用：令和4年7月1日以降入札公告を行う案件から適用

- 2 最低制限価格制度における算定基礎額について
予定価格の「10分の9から10分の7」としている工事に係る算定基礎額の範囲を「10分の9.2から10分の7.5」に改正。
工事に係る算定基礎額算出方法について、一般管理費に乘じる割合を「10分の5.5」から「10分の6.8」に改正。

適用：令和4年7月1日以降入札公告又は指名通知を行う案件から適用

問い合わせ先：契約検査室契約係 TEL0220-22-2097 FAX0220-22-2433

改正後の計算方法及び施行日

| | 項目 | 算出方法等 |
|---|-----------|---|
| 1 | 低入札価格調査制度 | <p>【調査基本価格の範囲】 予定価格に10分の9.2を乗じて得た額から10分の7.5を乗じて得た額の範囲</p> <p>【調査基本価格算出方法】 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 (1)直接工事費×10分の9.7 (2)共通仮設費×10分の9 (3)現場管理費×10分の9 (4)一般管理費×10分の6.8</p> <p>【失格基準価格算出方法】 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 (1)直接工事費×10分の9.2 (2)共通仮設費×10分の8.5 (3)現場管理費×10分の8.5 (4)一般管理費×10分の6.3</p> |
| 2 | 最低制限価格制度 | <p>【工事に係る算定基礎額の範囲】 予定価格に10分の9.2を乗じて得た額から10分の7.5を乗じて得た額の範囲</p> <p>【工事に係る算定基礎額算出方法】 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 (1)直接工事費×10分の9.7 (2)共通仮設費×10分の9 (3)現場管理費×10分の9 (4)一般管理費×10分の6.8</p> |
| 3 | 施行日 | 令和4年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用 |